

防整施第3754号
令和2年3月17日
一部改正 防整施第14936号
令和6年6月26日

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

建設工事等の発注に係る建設業者等の選定方法等について（通知）

標記について、入札参加者間において入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加及び情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者の入札への参加を認めないこととし、その取扱いを別紙のとおり定め、令和2年3月17日以降に入札公告、指名通知、手続開始の公示又は見積依頼を行う建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）並びに建設工事に係る測量及び建設コンサルタント等業務について実施することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、建設工事発注に係る建設業者の選定方法等について（防整施第6044号。31. 3. 28）は、令和2年3月16日限りで廃止する。

添付書類：別紙

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

1 入札の適正さが阻害されると認められる基準

入札の適正さが阻害されると認められる基準（以下「基準」という。）は次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合とする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (ウ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ 組合（共同企業体を含む。）の理事

オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者

- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下管財人という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他、組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2 入札参加者等への周知

基準に該当する者（以下「基準該当者」という。）のした入札は無効とする旨を、付紙の標準記載例に基づき、入札公告及び入札説明書に明記するものとし、入札参加者に入札に関する条件として明示するものとする。

また、一般競争参加資格確認申請書等に、他の入札参加者に上記(1)から(3)までに該当する者はいない旨を誓約させるものとする。

3 基準に該当する場合の取扱い

基準該当者に競争参加資格を認めず、競争参加資格確認通知後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として入札心得書第8条第1項第11号に基づき、無効として取り扱うものとする。

4 留意事項

入札参加希望者の関係が基準に該当する場合に、本通知を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。なお、基準に該当するか否かを問わず、入札参加者間において当該入札に関して相談を行うことは、上記の場合を除いて、従来どおり入札心得書に則して厳正に対応するものとする。

5 情報保全に係る履行体制の確認

情報保全に係る履行体制の確認の運用に関し必要な事項は、整備計画局建設制度官が定めるものとする。

I 入札公告の記載例

○ 競争参加資格

(○) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同一視しうる関係がないこと。

II 入札説明書の記載例

○ 競争参加資格

(○) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものではない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- 2) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- 3) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

- 4) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- (2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- (3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- (4) 組合（共同企業体を含む。）の理事
- (5) その他業務を執行する者であって、（1）から（4）までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下管財人という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。